

和歌山市における道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定に基づく乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関する関係者の合意内容については、下表のとおりである。

一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称	所在地	停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項	関係者及び合意状況
J R 和歌山 駅	和歌山県和歌山市美園町5丁目地先	和歌山市が行う旅客の運送（グリーンスローモビリティ実証運行）の用に供する自動車	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車は、左欄に係る運行時間内に限るものとする。 最左欄の停留所を使用している一般乗合旅客自動車運送事業者と運行時刻について調整を図ること。	関係者 和歌山市 和歌山県公安委員会 近畿運輸局 和歌山バス株式会社 合意状況 令和7年11月13日、上記関係者において合意
新内	和歌山県和歌山市美園町3丁目地先			
三木町新通	和歌山県和歌山市和歌町地先			
三木町新通	和歌山県和歌山市三木町南ノ丁地先			
和歌山城前	和歌山県和歌山市六番丁地先			
京橋	和歌山県和歌山市十一番丁地先			
本町二丁目	和歌山県和歌山市本町1丁目地先			
ブラクリ丁	和歌山県和歌山市元寺町1丁目地先			
市役所前	和歌山県和歌山市一番丁地先			
南海和歌山市駅	和歌山県和歌山市東蔵前丁地先			